

桑名市道路位置の指定の手引き

平成18年4月

(平成27年6月1日改正)

桑名市都市整備部

建築開発課

桑名市道路位置の指定の手引き

(目的)

第1 この手引きは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づき道路位置の指定（変更廃止を含む。）をする場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(道路の位置の指定申請)

第2 道路位置の指定（変更廃止）を受けようとする者は、桑名市建築基準法施行細則（平成17年桑名市規則第28号。以下「細則」という。）第19条の規定による道路位置指定（変更・廃止）申請書（細則様式第13号。以下「申請書」という。）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

(関係図書)

(1) 付近見取図

縮尺は1/2，500以上の都市施設の入った図面とし、方位、道路及び目標となる地物を記入する。

(2) 地籍図

関係土地の公図（法務局備えつけのもの）を転写し、地籍図には地番、地目、所有権者名及び権利者名を記入する。

なお、指定を受けようとする道路位置を明示し、原則として道路部分（道路敷を含む。）は分筆されていることとする。

(3) 求積図

縮尺は1/250～1/500とし、申請道路による土地利用計画の範囲を含めたものとする。

(4) 計画平面図

縮尺は1/250～1/500とし、道路の幅員、長さ、排水施設の位置、放流先等を記入する。

なお、道路の総延長（道路の中心線を結んだ線の長さ）、面積及び関係土地の区域、区画をあわせて記入し、土地利用計画を明示する。

(5) 道路横断図面

縮尺は1/30～1/50とし、道路敷を含み図面に図示し、道路敷寸法、道路幅員、側溝の各寸法（内法、幅、深さ、厚さ等）及び路面構造を記入する。

(6) 道路縦断図面

縮尺は1/30～1/50とし、道路の長さ、高位差、勾配等を記入する。

ただし、計画した道路の勾配が少ないときは計画平面図に要所ごとの基準点からの高さを記入することにより省略することができる。

(7) 排水施設及びすみきり等の詳細図

縮尺は1/10～1/20とし、平面図、断面詳細図とする。

(8) 既存道路への接続承諾書（様式第1号）

既存道路への接続については、その申請道路と既存道路との関係を明示した図書を添えて既存道路の所有者、その他の権利者の接続承諾書を添付する。

なお、既存道路が私有地の場合には、土地の登記に関する全部事項証明書及び権利等を有

する者の印鑑登録証明書を添付し、接続承諾書には印鑑登録証明書と同一のものを押印する。
ただし、既に市道等認定されている道路であれば、道路工事施工承認書の写しにかえることができる。

(9) 道路築造の承諾書等（申請書 裏面）

道路位置の指定を受けようとする部分が私有地の場合には、土地の登記に関する全部事項証明書及び権利等を有する者の印鑑登録証明書を添付し、申請書には印鑑登録証明書と同一のものを押印する。

また、公道、農道、林道、水路敷等を含め、道路位置の指定を申請する場合は、これらの所有者又は管理者の承諾書も添付する。

ただし、土地区画整理地内で仮換地指定の終了地等の場合は、仮換地通知書又はこれに代わる権利者であることを証明する図書とする。

なお、関係者とは、道路となる土地の所有者、その他の権利を有する者をいい、道路となる土地に接する土地の所有者も必要に応じて含めることができるものとする。

(10) 指定道路の変更、廃止にともなう承諾書等（申請書 裏面）

変更又は廃止となる道路位置の指定を受けようとする部分が私有地の場合には、土地の登記に関する全部事項証明書及び権利等を有する者の印鑑登録証明書を添付し、申請書には印鑑登録証明書と同一のものを押印する。

なお、関係者とは、変更又は廃止となる道路の土地の所有者、その他の権利を有する者をいい、変更又は廃止となる道路の土地に接する土地の所有者も必要に応じて含めることができるものとする。

(11) その他市長が必要と認める書類

（申請手数料）

50,000 円（払込による）

（道路の位置の指定を受けようとする道路の地目等）

第3 道路位置の指定を受けようとする土地は、当該用途に供する土地の範囲を明確にするために原則として分筆し、当該土地の地目を公衆用道路に変更するものとする。

（築造承認）

第4 市長は道路位置の指定の申請があった場合は現地調査を行い、第7の基準に適合すると認められるときは、指定道路築造承認通知書（様式第2号）を申請者に交付する。

（完了届）

第5 申請者は道路の築造工事が完了したときは、工事完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（道路位置の指定）

第6 市長は、第5による完了届を受理したときは、現地検査を行うものとする。

その結果、第7の基準に適合すると認めた場合は、その旨を公告し、申請者に通知するものとする。

なお、指定公告の幅員は有効幅員、延長は道路の中心線を結んだ線の長さとする。

(道路に関する基準)

第7 指定道路の技術基準は、次の各号によるものとする。

1 道路幅員

(1) 道路幅員のとり方は(図1)によるものとする。

(2) 道路の有効幅員は、原則として6 m以上とする。

ただし、延長が120 m未満で通行上支障がない場合は4 m以上とすることができる。

2 道路の平面計画

両端が他の道路(法第42条に規定する道路をいう。)に接続したものであること。

ただし、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認められる場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)とすることができる。【建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第144条の4第1項第1号】

(ア) 延長(既存の幅員6 m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。)が、35 m以下の場合【令第144条の4第1項第1号イ】(図2)

(イ) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合【令第144条の4第1項第1号ロ】(図3)

(ウ) 延長が35 mを超える場合で、終端及び区間35 m以内ごとに、国土交通大臣の定める基準(建設省告示第1837号)に適合する自動車の転回広場が設けられている場合【令第144条の4第1項第1号ハ】(図4、5、6)

(エ) 幅員が6 m以上の場合【令第144条の4第1項第1号ニ】(図7)

3 道路のすみ切り【令第144条の4第1項第2号】

(1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2 m以上のすみ切りを設け、その部分を道路の部分とする。(図8-a)

(2) 内角60°以下の角地に設けるすみ切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2 m以上とした三角形を含むものとする。(図8-b)

(3) すみ切り部分に既存の建築物、高い擁壁若しくはがけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方のすみ切りの長さに1 mを加えた長さにした場合はこの限りでない。(図8-c)

(4) 取付道路が法42条第2項道路の場合のすみ切りは(図8-d)によるものとする。

4 道路の路面【令第144条の4第1項第3号】

(1) 路面は原則として、アスファルト又はコンクリート舗装とする。

(2) 路面の高さは、当該道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。

5 道路の勾配【令第144条の4第1項第4号】

道路の縦断勾配は12%以下であり、かつ段階状でないものとする。

なお、勾配が9%を超える場合は、スリップ防止等の処置を講ずる。

6 排水施設【令第144条の4第1項第5号】

道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け、末端を河川、下水道等に接続し適切な排水ができる構造とする。

7 防護施設の設置

道路に屈曲、崩壊、がけ等が存し、通行上危険を伴うおそれがある箇所又はなだれ、落石等により当該道路の構造に損傷を与える恐れのある箇所にはガードレール、柵、擁壁等の適当な防護施設を設ける。

なお、有効幅員は、防護施設を含まないものとする。

附則

この手引きは、平成18年4月1日から施行する。

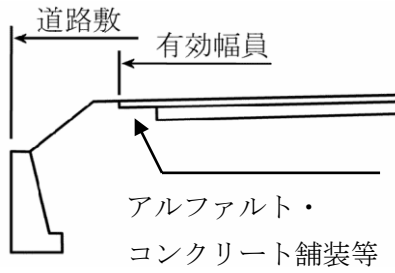
経過

平成20年12月2日 一部改正する。

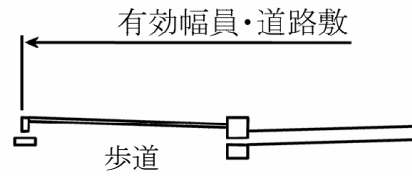
平成27年 6月1日 一部改正する。

図1. 道路幅員の取り方

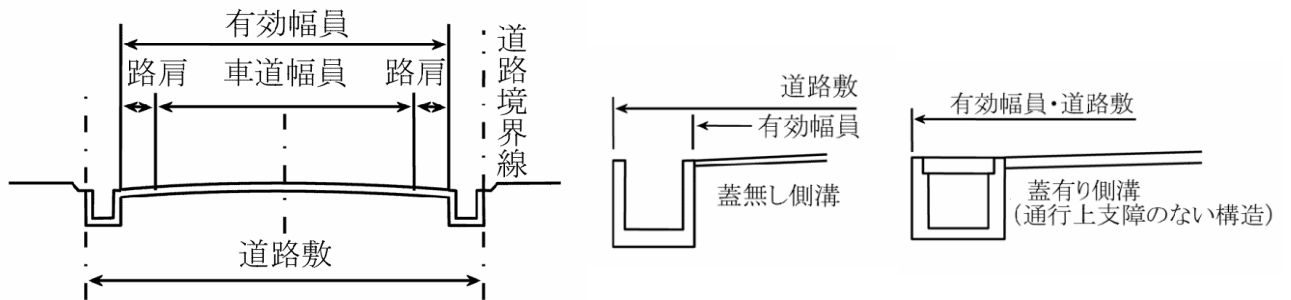
(a) 法敷がある場合



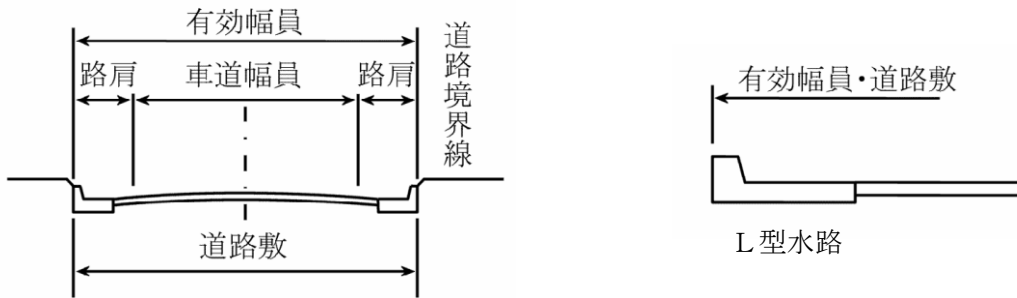
(b) 歩道がある場合



(c) U型側溝の場合



(d) L型側溝の場合



(e) 防護柵を設ける場合

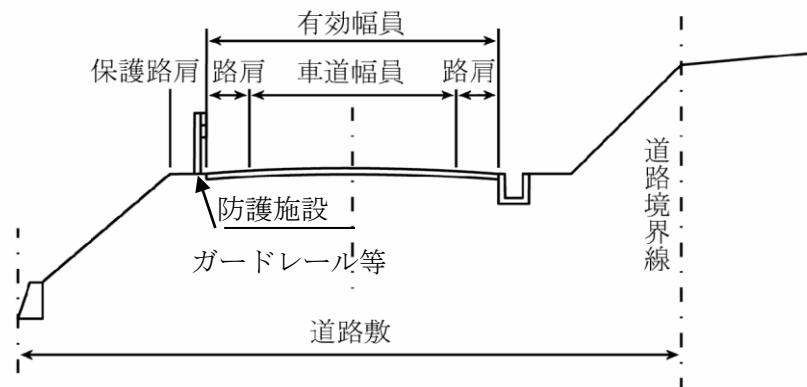
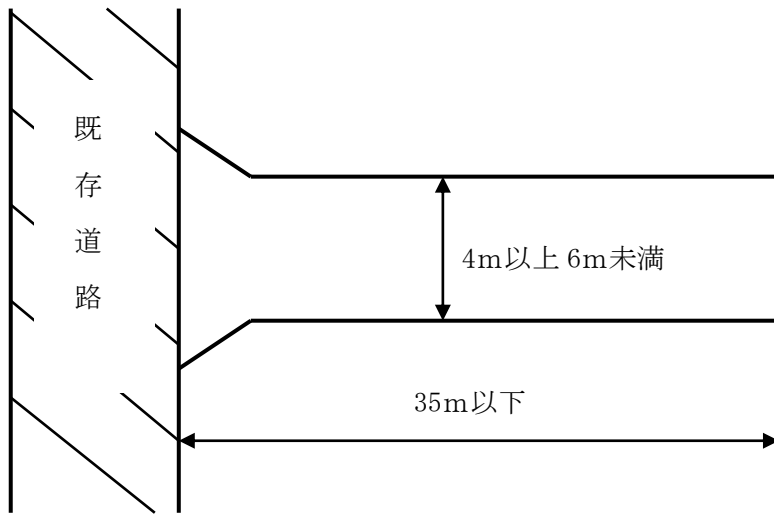


図2. 延長が35m以下の場合

(a) 一般的な場合



(b) 4 m以上 6 m未満の既存道路に接続する場合

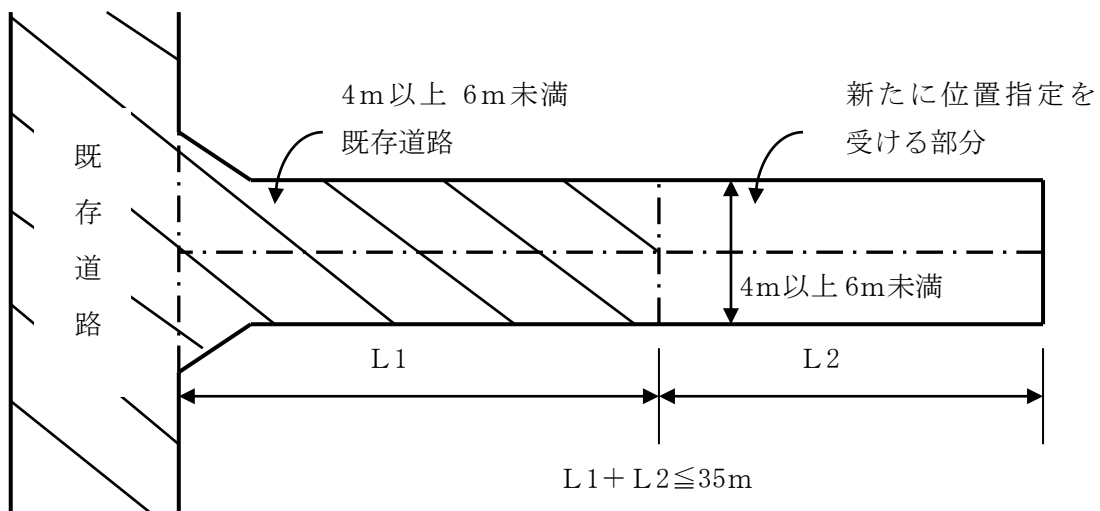
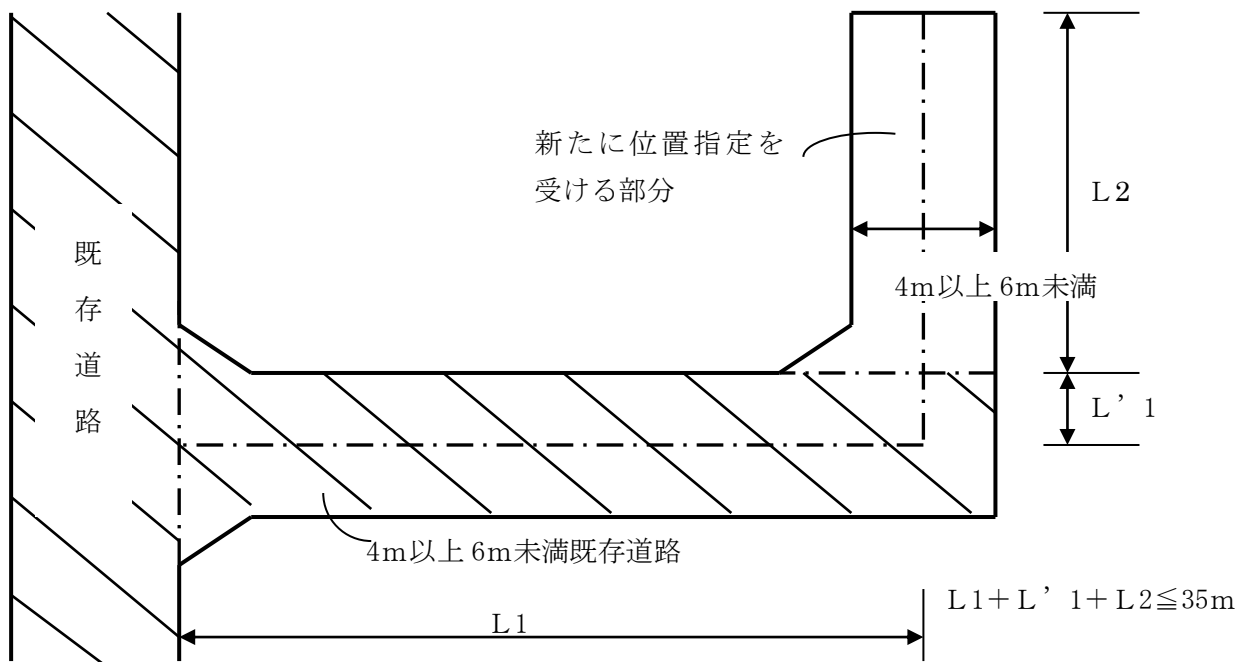
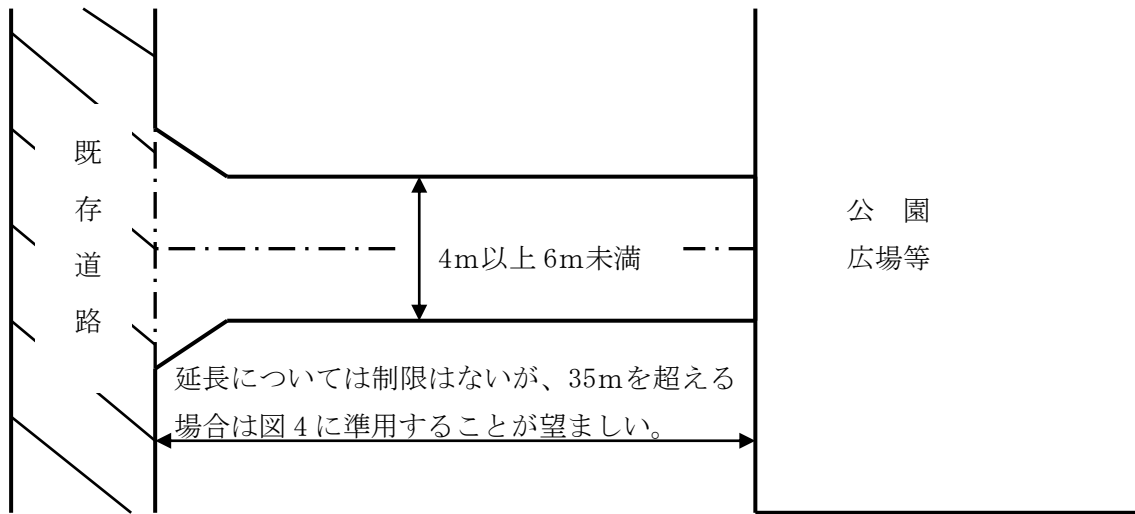
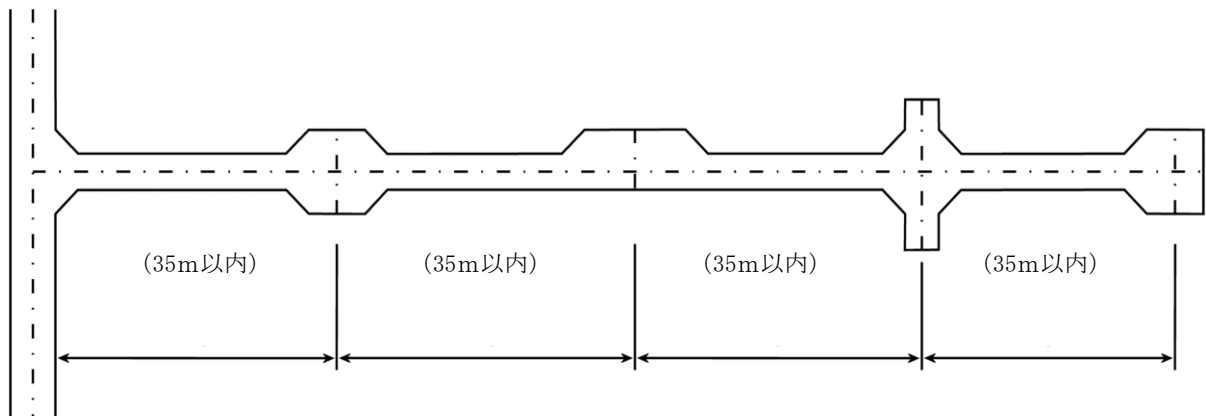


図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合
 (転回等については管理者の承諾が必要。)



(注) 公園、広場等に類するものとしては、海辺の砂浜や河川敷等の堤防が考えられる。

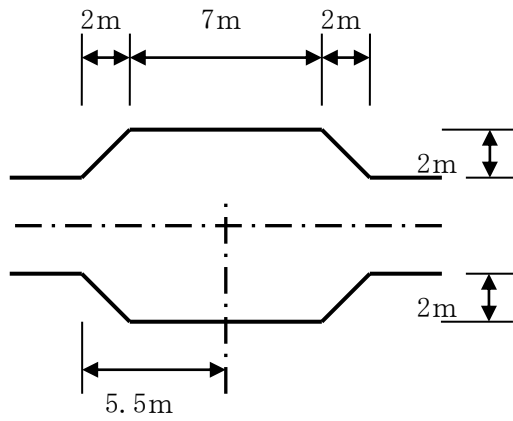
図4. 35m以内ごとに転回広場が設けられる場合



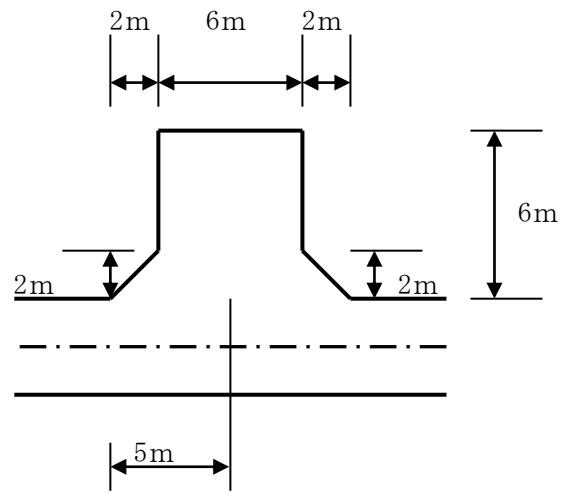
(注) 転回広場の区画の測り方は図5・図6による。

図5. 中間に設ける転回広場 (告示第1837号の図解)

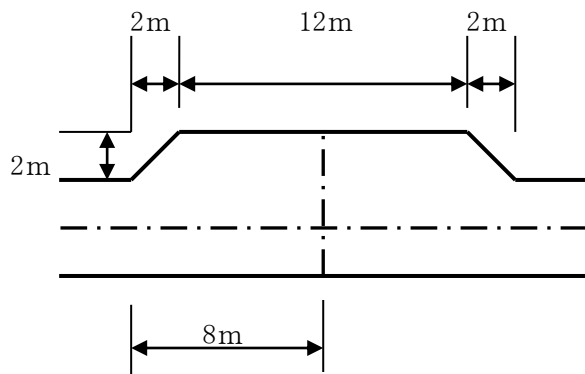
(a)



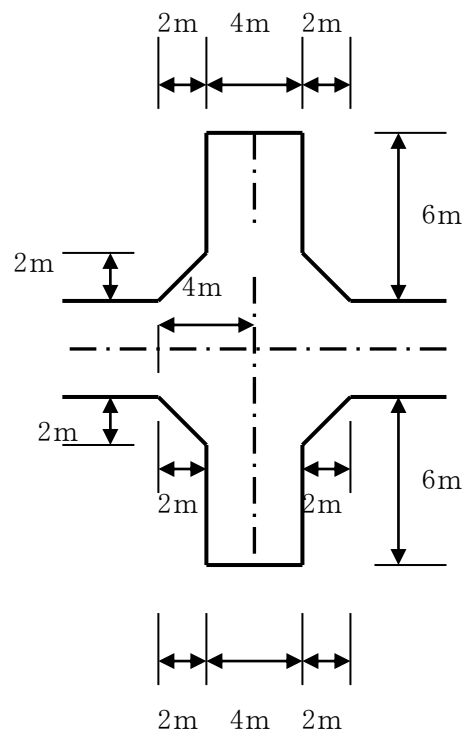
(b)



(c)



(d)



(e)

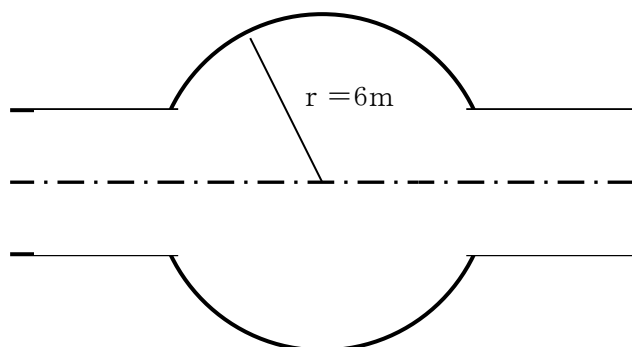


図6. 終端に設ける転回広場（告示第1837号の図解）

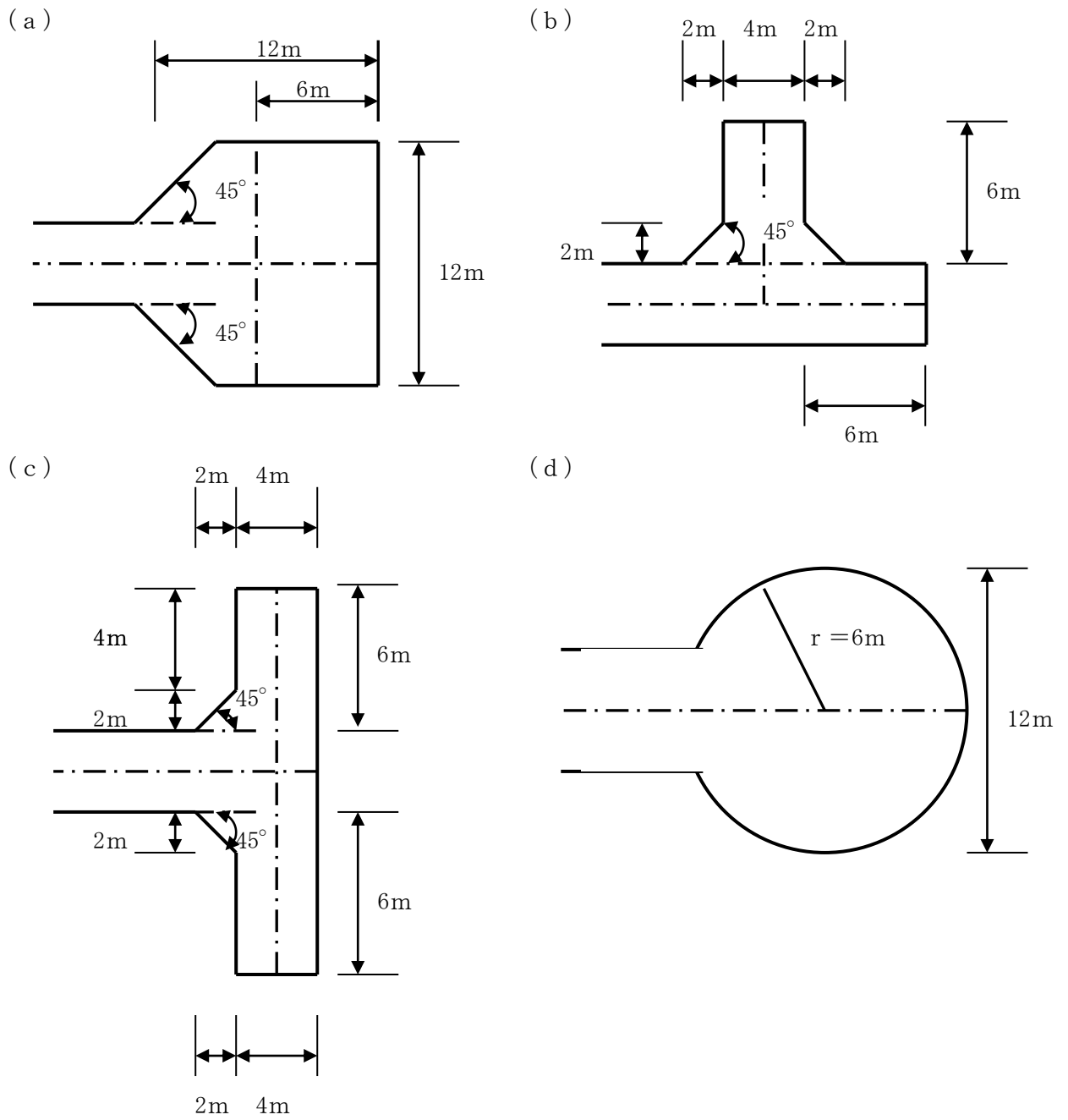


図7. 幅員が6m以上の場合

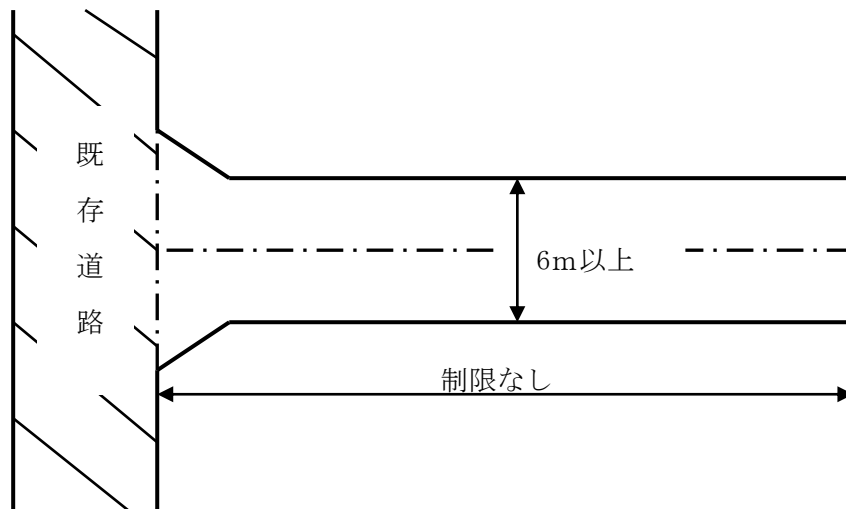
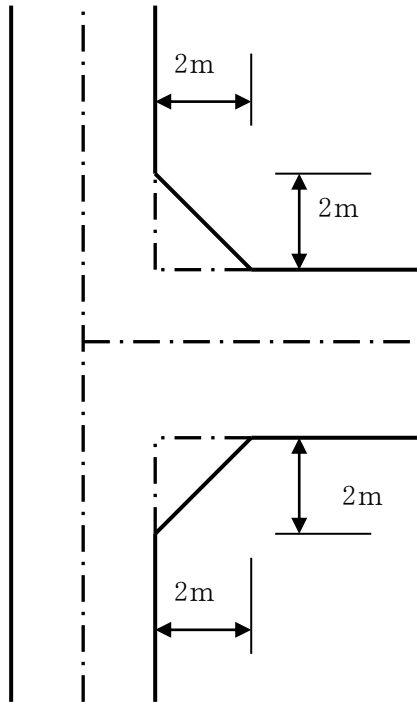
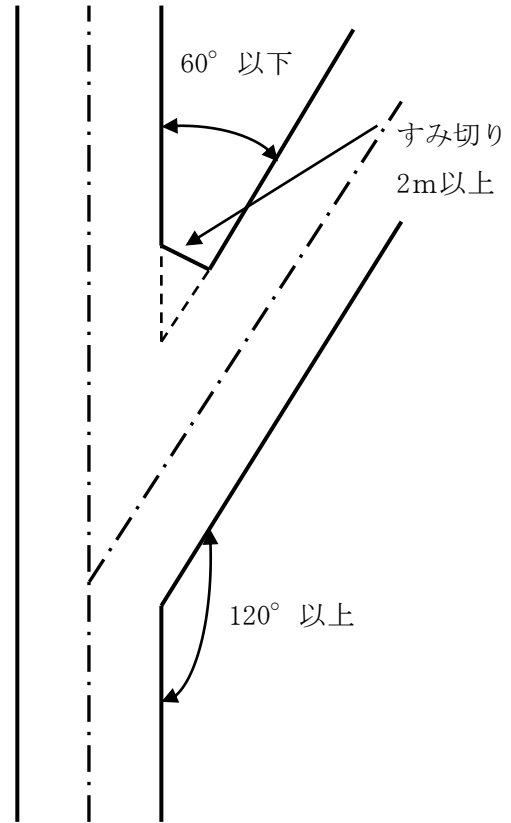


図8. すみ切りの取り方

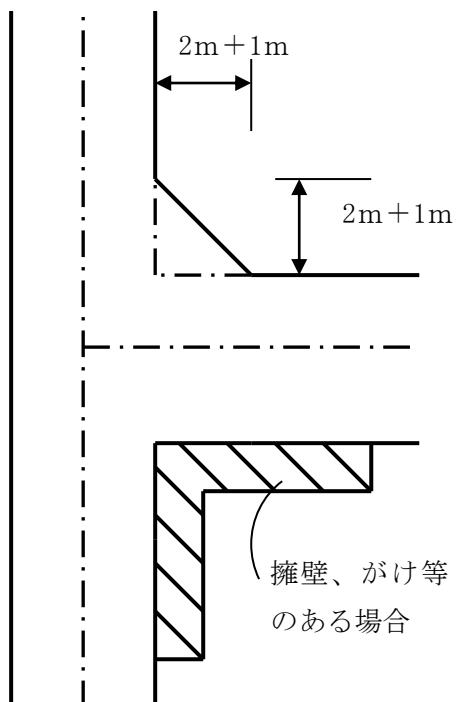
(a) 一般的すみ切り



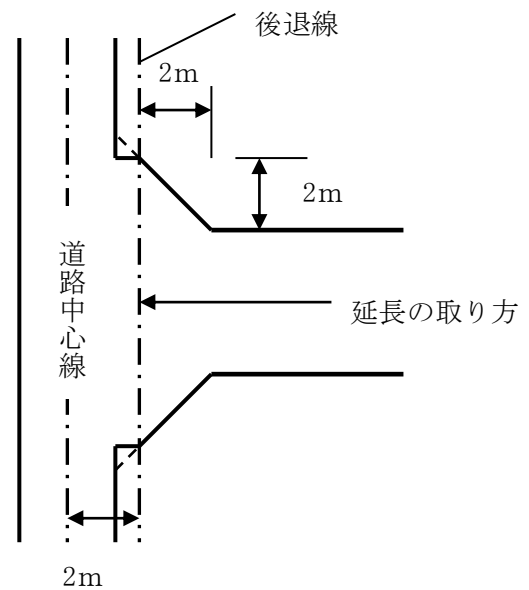
(b) 内角60°以下の角地に設ける場合



(c) すみ切り部分に既存の建築物、高い擁壁若しくはがけ等がある場合



(d) 法第42条第2項道路に接続して道路位置の指定をする場合



(様式第1号)

接 続 承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定について、下記の既存道路に接続することを承諾します。

記

地番地先

桑名市長 様

年 月 日

住 所
氏 名

㊞

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

桑名市長 印

指定道路築造承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の築造場所における道路について、築造を承認します。

記

築 造 場 所	
---------	--

※工事が完了したときは、すみやかに工事完了届を提出して下さい。これにより現地検査を行い、道路が申請通り築造されていると認めるときは道路位置の指定をいたします。なお、指定のない道路は建築基準法上の道路として取扱いませんので建物の建築はできません。

(様式第3号)

工 事 完 了 届

年 月 日

桑名市長 様

住 所
氏 名

印

年 月 日付で、築造承認された道路（私道）を下記のとおり築造したので届けます。

記

築造した場所	
工事完了年月日	
備 考	
受 付 欄	

様式第 13 号(第 19 条関係)

(表面)
道路位置指定(変更・廃止)申請書

年 月 日

(宛先)桑名市長

申請者氏名 住所
連絡先 電話() 一

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)を、次のとおり申請します。

代理者	住所							
	氏名	Ⓜ 電話						
図書作成者	住所							
	氏名	Ⓜ 電話						
道路築造(変更・廃止)計画書								
道路にする土地の 地名及び地番								
道路に接する土地の 地名及び地番								
既に指定を受けた 道路の指定年月日 及び指定番号		年 月 日 第 号	変更・廃止しようとする道路の 指定年月日及び指定番号				年 月 日 第 号	
申請 道路	道路の 番号	幅員	延長	関係地番	道路の 番号	幅員	延長	関係地番
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
標示の方法								
変更・廃止の 場合の理由								
※ 指 定 証 欄						※ 受 付 欄		
第 号 この申請のとおり指定(変更・廃止)します。 年 月 日 桑名市長 Ⓜ								

(注) ※印欄は、記入しないでください。

(裏面)

承 諾 書

指定

別添図面のとおり、道路の位置の 変更 を承諾します。

廃止

申請者 様

関 係 地 番	権利の種別	関 係 者		同 意 年 月 日	印
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
		住所		年 月 日	
		氏名			
備 考					